

北谷町プレミアム付デジタル観光商品券事業委託業務 質問回答一覧

令和4年9月6日 現在

番号	区分	質問内容	回答
1	事業概要図	事業概要図に関して、②受付時に購入引換券（QRコード付）を配付とあるが、そのほか有効と思われるフローがあれば提案してもよいでしょうか？	購入引換券は協力宿泊施設から配付することが必須となりますが、その条件を満たすのであれば問題ありません。
2	実施要項1/5ページ3-(2)	実施要綱1/5 ページ「3 参加資格（2）沖縄県内に本店又は支店を有する法人であること。」と記述がございます。共同企業体にて応募する際は、幹事企業（代表者）が要件に満たせばよいのでしょうか。もしくは参加全ての企業が満たす必要がございますでしょうか。	「3 参加資格（2）沖縄県内に本店又は支店を有する法人であること」は、幹事企業が満たせば問題ありません。ただし、それ以外については構成員全員が満たす必要があります。
3	実施要項1/5ページ3-(4)	02_zissiyokou.pdf > 3 参加資格（4）国税及び地方税の滞納がないこと 提出する納税証明書の種類および証明書を受けようとする税目は、それぞれどれを選択すればよいのでしょうか。	納期の到来した税に未納がないことがわかる書類を提出いただければ問題ありません。 なお、地方税には、都道府県税及び市町村税が含まれますのでご注意ください。
4	実施要項3/5ページ8-(3)-イ	プレゼンテーション時にオンラインでの参加は可能でしょうか。	可能です。ただし、参加者はオンラインで参加する方も含め3名以内といたします。
5	受託業務実績書（第6号様式）	06_yousiki6.docx 実績については、過去3年間（令和元年度から令和3年度まで）に、地方公共団体から受託した実績を記載すること。とされていますが、商工団体からの受託分も実績として良いのでしょうか。また、元請け以外にも、システム提供などを実施した場合も実績として挙げて良いのでしょうか。	商工団体等から受託したものや元請け以外のものについても実績といたします。ただし、元請け以外の場合は、事業名の後ろに（）書きで、どのような立ち位置にあったかをご記入ください。様式については、修正したものをHP上に掲載いたしますので、そちらをご使用ください。 なお、記入する実績は、デジタル商品券を用いた事業をご記入ください。
6	仕様書1/11ページ2	本事業（北谷町プレミアム付デジタル観光商品券事業）の発行体は北谷町でしょうか。受託者でしょうか。	北谷町となります。
7	仕様書1/11ページ5	01_siyousyo.pdf > 5 事業提案についての条件 事業運営として利用可能な金額は、下記のとおり最大で20,000,000円という認識で合っていますでしょうか。 20,000,000円（最大利用可能金額）= 150,000,000円（総事業費）-（100,000,000円（プレミアム原資分の下限）+ 30,000,000円（プレミアムの下限））	事業運営として利用可能な金額は最大で50,000,000円となります。

8	仕様書1/11ページ 5	01_siyousyo.pdf > 5 事業提案についての条件  「委託事務費用を低廉化した」とは、具体的にどのような状態を指していますでしょうか。	委託事務費の最大額(500,000,000円)から減額できた費用を全てプレミアム原資に充てることとしております。 そのため、委託事務費を最大の50,000,000円とした場合、プレミアム原資の額は100,000,000円となりますが、委託事務費を45,000,000円とした場合は、プレミアム原資の額は、105,000,000円となります。
9	仕様書1/11ページ 6	01_siyousyo.pdf > 6 事業の流れ  下記の場合、購入対象者は購入引換金を2枚保持することができるという認識で合っていますでしょうか。 例) 2泊3日で初日はAホテル(協力宿泊施設)、2日目はBホテル(協力宿泊施設)に宿泊し、それぞれのホテルでチェックイン時に購入引換券をもらう。	お見込のとおりとなります。
10	仕様書1/11ページ 6	01_siyousyo.pdf > 6 事業の流れ  デジタル観光商品券を購入する専用サイトは、スマホ(Android/iOS)やタブレットに対応した専用アプリでも問題ないでしょうか。	問題ありません。
11	仕様書2/11ページ 7	7 デジタル観光商品券の構成の中で、一例として発行総額(4.55億円)に対して購入発行数(35,000枚)を固定値で記載いただいておりますが、後述いただいている通り、追加発行分を当初より想定した見積提案とすることで問題ないでしょうか。	問題ありません。
12	仕様書2/11ページ 7	1 セット6,500 円を5,000 円で販売とあるが、プレミアム率を変えず、販売価格を変更することは検討可能か。 ※例えば1 セット3,250 円を2,500 円で販売など	不可とします。
13	仕様書2/11ページ 8	01_siyousyo.pdf > 8 デジタル観光商品券事業の概要  購入対象者の年齢制限など(18歳以上(高校生不可))はありますか。	特に年齢制限は設けておりませんが、クレジットカード等を用いてデジタル観光商品券を購入する必要があります。
14	仕様書2/11ページ 8	仕様書P2【利用期間】について、利用期間は令和5年3月7日までとなっておりますが、加盟店売上金の振込は3月末までに完了させることが必須でしょうか？	必須となります。
15	仕様書3/11ページ 8	01_siyousyo.pdf > 8 デジタル観光商品券事業の概要  町内のコンビニは加盟店として登録不可という認識で合っていますでしょうか。	現在のところ、登録可とする予定です。

16	仕様書3/11ページ 8	01_siyousyo.pdf > 8 デジタル観光商品券事業の概要  町内の宿泊施設や加盟店の一覧は、町または商工会などからいただけるのでしょうか。 (協力宿泊施設や加盟店の源泉となるデータを想定しております。)	町内宿泊施設及び過去の商品券事業の登録店舗情報については、提供を予定しております。
17	仕様書3/11ページ 8	今回、加盟店として町内の400店舗目指した募集活動を想定していますが、過去の商品券事業等の情報(事業者名・店舗名・所在・電話番号・メールアドレス等)についてご提供いただきこちらからの募集活動に活用することは可能でしょうか。	町内宿泊施設及び過去の商品券事業の登録店舗情報については、提供を予定しております。
18	仕様書3/11ページ 8	加盟店の対象範囲について、宿泊施設内や大型商業施設内のテナントのうち、当該事業者が直営している小売店や飲食店のテナントも対象ということで相違ないでしょうか。	次のとおりとする予定です。 宿泊施設：宿泊料金には使用できないが、施設内のテナントは使用可とする。 大型商業施設：直営の小売店については対象外とする。テナントについては、対象とする。
19	仕様書3/11ページ 8	仕様書P3「加盟店の登録等」の【登録対象外】店舗について、コンビニエンスストアは対象加盟店に含めますか？	現在のところ、登録可とする予定です。
20	仕様書3/11ページ 8	仕様書P3「加盟店の登録等」の【登録対象外】店舗について、スーパーマーケットと類似の個人経営店舗との線引きなどはございますか？	大型の店舗をスーパーマーケットとして想定しておりますが、判断に悩むケースがあれば随時町と相談のもと決定する予定です。
21	仕様書6/11ページ 9- (3)	仕様書6/11 ページ「(3) 購入引換券の発行 ア 購入引換券には、デジタル観光商品券が購入できるサイトへアクセスするQR コードを記載すること。」とありますが、QRコードは個別購入引換券とシリアルなナンバリングによる紐づけ機能は必要でしょうか。	提案によるものとし、必須とはしておりません。ただし、本事業においては、協力宿泊施設での購入引換券の管理及び予算執行率を上げる取組み、購入対象者や協力宿泊施設、加盟店のアンケートや消費動向等を基に効果測定を行う必要があることにご留意ください。
22	仕様書6/11ページ 9- (3) -ウ	9. (3)購入引換券の発行 ウ 購入引換券の追加発行等ができるようにするなど、予算執行率を上げる取組を行うこと。 【質問】 一人当たりの購入回数制限の変更は対応可能ですが、システムの変更には数営業日かかります。 追加購入できるようにするタイミングは二次購入期間などを設けて行うイメージで相違ありませんでしょうか？	予算執行率を上げる取組みとして、追加購入を可能とするために二次購入期間を設ける必要があればそうしても問題ありません。ただし、デジタル観光商品券の購入対象者は、町内宿泊施設の宿泊者であり、町民向けのものではないことにご留意ください。
23	仕様書6/11ページ 9- (3) -エ	01_siyousyo.pdf > 9 委託業務内容 (3) 発行引換券の発行 > エ  協力宿泊施設へ配布する購入引換券の配布方法(町が定める基準)は、具体的にどのようなもののでしょうか。	発行した購入引換券を各協力宿泊施設の客室数に応じて配分することを想定しております。

24	仕様書7/11ページ 9- (5) -オ	「デジタル観光商品券の購入は、購入引換券1枚あたり1度のみとし、追加購入ができないようにすること。」とありますが、本事業の販売単価は1セット5,000円で、上限は2セットまで、という仕様の中で、予算執行率をできるだけ高めることを企図し、①2セットの上限まで購入するユーザー、②1セットずつ購入するユーザーの2通りを許容して問題ないでしょうか。	デジタル観光商品券の販売単価及び購入引換券1枚当たりの購入上限については、変更不可となります。
25	仕様書7/11ページ 9- (5) -オ	9. (5) デジタル観光商品券の発行 オ デジタル観光商品券の購入は、購入引換券1枚あたり1度のみとし、追加購入ができないようにすること。 【質問】 購入引換券に関して、特定のQRコードを読み取った方のみ購入ができる仕様を提案予定なのですが、1枚あたり1度のみ利用可能の対応は、宿泊事業者様にご協力をいただき、運用でその場一回しか読み取らせない仕様でも問題ございませんでしょうか？	提案の内容も可能といたしますが、協力宿泊施設の負担が少ない方が望ましいです。
26	仕様書7/11ページ 9- (5) -ケ	01_siyousyo.pdf > 9 委託業務内容 (5) デジタル観光商品券の発行 > ケ  クレジット決済を導入することで、クレジットカード決済手数料のみで事業運営費のかなりの割合を占めてしまいます。そのため、決済方法については、宿泊施設で購入引換券を授受の際に支払うこととし、事務局にて定期的に現金回収を実施する提案でもよろしいでしょうか。	協力宿泊施設の業務負担を軽減するため、ご質問にある提案は不可とします。
27	仕様書7/11ページ 9- (5) -セ	デジタル観光商品券について 1円単位でのお支払いの想定でしょうか？	提案によるものとします。
28	仕様書8/11ページ 9- (6) -ウ	仕様書8/11 ページ「(6) 購入対象者・加盟店等からの問い合わせ対応（コールセンターの設置）」において「ウ コールセンターの営業日及び時間は、週30時間を目途とし、」とございますが設置が必須であるコアタイムはございますでしょうか。	提案によるものとしております。
29	仕様書8/11ページ 9- (6) -ウ	上記においてコールセンターにおける問い合わせ想定件数は、時間帯別、週単位、平日、土日、それぞれどの程度でしょうか。	町内宿泊施設の宿泊者が購入対象者となるため、購入対象者及び加盟店ともに、週末に問い合わせが多いと想定しています。
30	仕様書8/11ページ 9- (6) -ウ、キ	コールセンター運営について、開設期間、営業時間、要員数のご想定はございますか？	提案によるものとします。

31	仕様書8/11ページ 9- (7) -オ	01_siyousyo.pdf > 9 委託業務内容 (7) 換金業務 > オ  換金時においてデジタル観光商品券とデータとで枚数相違とは具体的にどのような状態でしょうか。(デジタル観光商品券の利用者がアプリで決済完了済みの分について、加盟店ごとに精算を行うことを想定しているため、デジタル観光商品券との枚数照会という作業自体が発生しない想定でおります。)	何らかのエラーが発生し、当該事象が発生した場合を想定しております。
32	仕様書9/11ページ 9- (8) -ク	北谷町様で作成をいただいているPR 動画を本事業のプロモーションに利用させていただくことは可能でしょうか またポスターがございましたら、合わせて活用させていただくことは可能でしょうか	可能です。
33	仕様書11/11ページ 12- (4)	仕様書P11に記載されている「契約不適合責任」は、具体的にはどのような内容を想定されているのでしょうか?	例えば、協力宿泊施設や加盟店からアンケートを取得するとしていたところ、アンケートを取得しなかった場合等を想定しております。 契約不適合責任は、契約内容と目的物（実施内容や納品物）に相違がある場合に、契約期間後においても契約内容の履行を求めるものになります。 なお、委託者と受託者で協議を行い、実施内容変更及び変更契約を行った場合は、契約不適合責任には当たりません。